

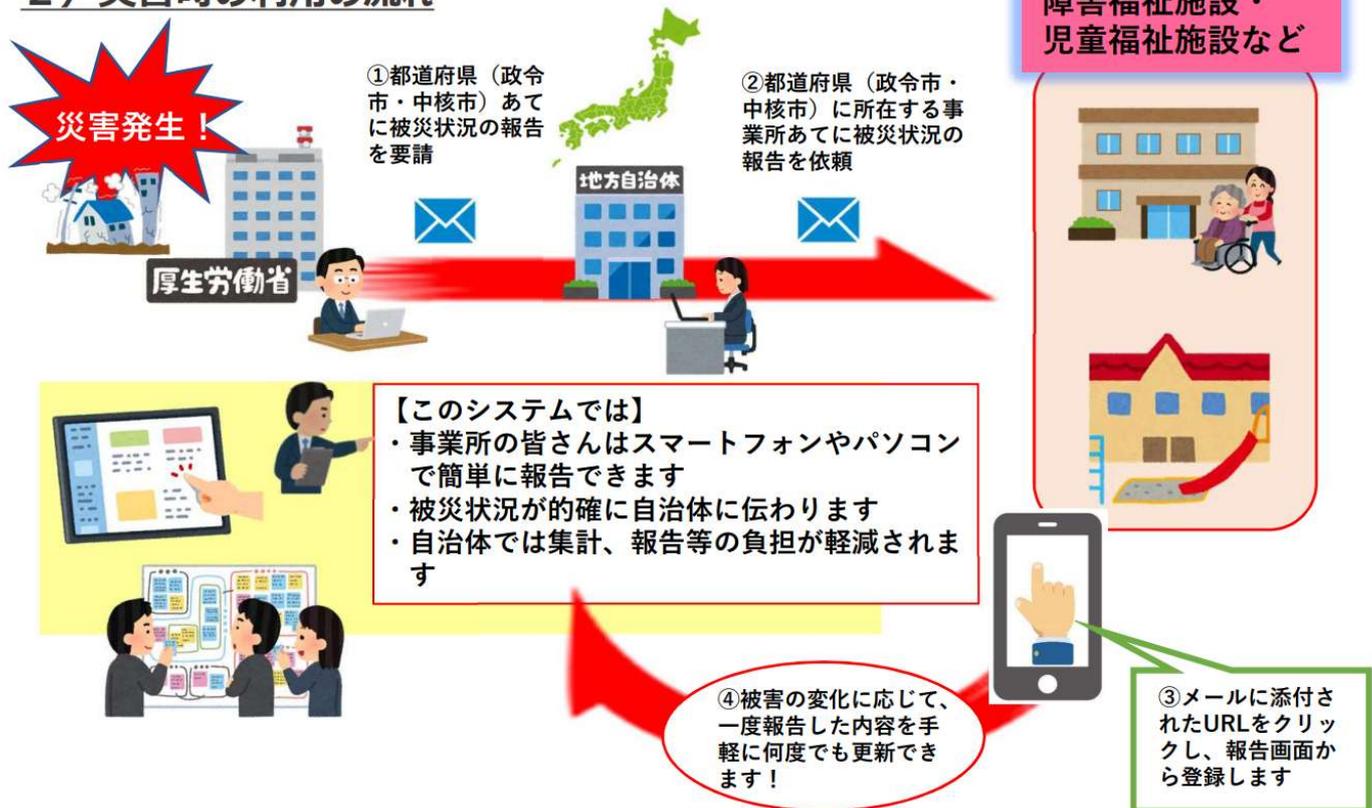
「災害時情報共有システム」概要と利用方法

1) 災害時情報共有システムとは

災害発生時に、事業所の被災状況を事業所と自治体、国（厚生労働省）の間で情報共有するためのシステムです。国を通じて被災状況の報告を求められた際に、事業所のパソコンやスタッフのスマートフォンを使って、事業所の被害状況を的確に、簡単に知らせることができます。

自治体・国では、事業所から報告された被災状況を速やかに確認・把握した上で、必要な支援につないでいくことができます。

2) 災害時の利用の流れ



3) システムの特徴

1. 災害が発生すると、災害の規模などから必要に応じ国（厚生労働省）が被災状況の報告を求めます。国は都道府県（政令市・中核市）を通じ、事業所の皆さまへ報告を依頼しますが、その際、事前に登録いただいた連絡先に専用の URL が送られますので、システムにアクセスし、被災情報の報告を行っていただきます。（アクセスの際に ID、PW は不要です。）

※送信いただいた情報は、都道府県（政令市・中核市）のほか、市町村、国（厚生労働省）でも即座に状況が確認できます。

2. 被災状況報告は、同じ URL から複数回登録が可能ですので、状況変化に応じて、報告内容を随時更新できます。

～障害者支援施設等の皆さまへ～

災害発生時の被災状況の報告の仕組みが変わります！
(簡単・スピーディーに！)



PC・スマホから、被災内容が報告できる



災害時情報共有システム

をご利用ください！



地震や台風などが発生したら・・・？



災害が発生すると、自治体から被災状況の報告を求めるメール（※）が届きます。メールを受信したら、メール内のURLをクリックし、被災状況の報告（被害のあり・なしや被災内容）を行ってください。



このメールアドレスから
メールが届きますので
受信設定をお願いします。

s-saigai@wamnet.wam.go.jp

※厚生労働省が本システムに登録した災害時に、WAM NETの「障害福祉サービス等情報公表システム」に登録されているシステムからの連絡用メールアドレスまたは、各自治体より本システムに登録された各事業所の緊急連絡先メールアドレスに送信されます。

特徴

①

メールが届いたら
URLをクリック！
IDやパスワードの
入力は不要です！
(すぐに報告できます！)

特徴

②

時間の経過で
変化する被災状況
について、
都度、最新状況の
登録が可能です！

報告方法の詳細は裏面でチェック！

【被災状況報告指示メールを受信したら・・・？】

2ステップで被災状況報告をお願いします！

簡単な操作で
すぐできる！

1 自治体からメールを受信したら、システムにアクセスします

災害発生 !!

地方自治体



施設の皆さまに
メールが届きます！

From: **s-saigai@wamnet.wam.go.jp** このアドレスからメールが届きます！ **送信されるメール例**
Subject: [障害者支援施設等災害時情報共有システム] 被災状況報告指示 (〇〇県)

〇〇事業所 ご担当者様

台風や地震などの災害名が入ります。

〇〇県から〇〇災害の被災状況報告指示が発せられました。
以下に記載したURLを用いてシステムにアクセスし、施設の被災状況を報告してください。

アクセスURL 〇〇施設 : <https://www.wam.go.jp/s-saigai/>

アクセスURLを
クリック！

災害情報確認後、以下の手順にて施設の被災状況報告を実施してください。
手順1. システムにアクセスし、被災状況を入力する。
手順2. 画面左下の登録ボタンをクリックする。

※本メールはシステムから自動送信されていますので、返信はしないでください。

※初回アクセス時は利用規約の承認をお願いします。

2 被災状況を報告します

被害なしの場合

障害者支援施設等災害時
情報共有システム

被災状況報告

災害名称 : 〇〇災害
施設名称 : 〇〇事業所

登録

① 「被害なし」を
クリック

② 「登録」ボタンを
クリック完了

報告時の注意事項等
上記の災害名称、施設名称に対する被災状況を報告する際は、「被害なし」を選択して登録ボタンをクリックしてください。

同施設内のサービス毎に報告していた必要があります。

最終更新者 最終更新日時

実員 : 人 + -

被害なし 被害あり

被害ありの場合

障害者支援施設等災害時
情報共有システム

被災状況報告

災害名称 : 〇〇災害
施設名称 : 〇〇事業所

登録

報告時の注意事項等

施設名称に対する被災状況を報告する際は、「被害あり」を選択して登録ボタンをクリックしてください。

① 「被害あり」をクリックし、以下に続く「人的被害の状況」などの各項目に、状況を入力します。
※ 回答できる範囲での報告で大丈夫です！

② 入力したら、「登録」ボタンをクリックし完了

施設名称に対する被災状況を報告する際は、「被害あり」を選択して登録ボタンをクリックしてください。

同施設内のサービス毎に報告していた必要があります。

最終更新者 最終更新日時

実員 : 人 + -

被害なし 被害あり

■ 人的被害の状況

被害有無

※後から追加で報告することも可能ですので、その都度、分かる範囲を報告して下さい。

【本件に関するお問い合わせ】

和歌山県 障害福祉課 施設福祉班

電話番号 : 073-441-2537

メールアドレス : e0404002@pref.wakayama.lg.jp

災害時情報共有システムQ&A

No	お問合せ内容	回答
1	災害時情報共有システムへの登録処理をしていない。	当システムは、『障害福祉サービス等情報公表システム』(WAMNET)を基に作られているため、新たに登録する必要はありません。 その為、『障害福祉サービス等情報公表システム』(WAMNET)で各事業所毎に設定する『システムからの連絡先』が緊急時でも連絡を受けることができる連絡用メールアドレスとなっているか、改めてご確認いただき、必要に応じて情報を更新し、未入力の場合は、早急に情報を入力してください。
2	ID・パスワードが分からない。	当システムでは事業者のアカウントはなく、災害発生時に災害時情報共有システム(s-saigai@wamnet.wam.go.jp)からメールが届き、メール内のURLをクリックし被災状況報告をする際に、ID・パスワードは使用しません。
3	どのメールアドレスに被災状況報告依頼が来るか分からない。	当システムでは、『障害福祉サービス等情報公表システム』(WAMNET)で各事業所毎に登録した『システムからの連絡先』内のメールアドレスに被災状況報告依頼が届きます。
4	災害時情報共有システムから届くメールの送付先を変更したい。	『障害福祉サービス等情報公表システム』(WAMNET)で各事業所毎に設定する「システムからの連絡先」内の連絡用メールアドレスを変更してください。 ※既にも上記1下線部の方法によりメールアドレスを登録している場合は、アクセスページ→ https://www.wam.go.jp/s-saigai/DISO50100E00.do から施設連絡用アドレスを入力→『施設情報登録メール』→変更箇所入力→申請 の方法でも変更は可能です。
5	複数の障害福祉サービスを行っているためか、メールが何通も届きます。1通にしてほしいのですができませんか？	当システムは、事業所毎に登録されている『システムからの連絡先』に機械的に送付されるため、お送りするメールの通数調整はできません。 したがって、届いたメールのURLからそれぞれ報告を行っていただけますようお願いいたします。
6	1つの建物で複数の障害福祉サービスを行っており、被災状況報告は全て同じ内容になります。この場合でも、報告は実施しているサービスの数だけ行わないといけないのでしょうか？	1つの建物で報告内容が重複していたとしても、実施しているサービスの数だけ報告を行ってください。
7	災害の被害を受けていなくても報告しないといけませんか？	被害がなかった場合でも報告が必要です。
8	被災状況報告時に被災ありの場合、実員の数え方はどのようにすればよいか。	現に利用されている利用者の人数を入力してください。※事業所の利用定員ではないので注意してください。